

相続対策 ワンポイント・レッスン ～生前贈与の副作用 相続税の特例が使えなくなります～ その14

シリーズで「相続対策 ワンポイント・レッスン」について、解説させていただいています。
第14回目のテーマは、「生前贈与の副作用 相続税の特例が使えなくなります」について、解説します。

生前贈与によって財産を移転させた場合、贈与税の課税価格は、贈与の行われた年において贈与により取得した財産の価額の合計額とされており、相続開始時の評価からは切り離されています。そのため、相続開始まで保有し続けた場合と比較すると、価額固定効果を有することや、贈与財産が生み出す収益も移転するなどの効果が期待されます。

しかし、生前贈与することによる、以下のような特例措置などの利用制限に留意しておかなければなりません。

(1) 小規模宅地等の特例

この特例は、個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等（被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族を含みます。）の事業の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているものをいいます。

ただし、棚卸資産及びこれに準ずる資産に該当しないものに限られます。）又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合が減額されます（措法69の4）。

しかし、相続開始前3年（令和6年1月1日以後の贈与から7年）以内に贈与により取得した宅地等や、相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。

(2) 被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から令和9年12月31日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます（措法35③）。この特例は、相続又は遺贈により取得した財産について適用を受けることができるため、生前贈与により取得した場合には適用を受けることができません。

(3) 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産をその取得後その相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限までに、国、地方公共団体、又は一定の公益法人等に贈与した場合には、その贈与した財産の価額は、その相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しないこととされています（措法70）。

この特例は、相続又は遺贈により取得した財産について適用を受けることができるとされているため、生前贈与により取得した場合には適用を受けることができません。

(4) 物納

相続税は、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、その納付を困難とする金額を限度として一定の相続財産による物納が認められています（相法41①）。

なお、物納財産を国が収納するときの価額は、原則として相続税の課税価格計算の基礎となったその財産の価額になります（相法43①）。物納に充てることができる財産は、相続税の課税価格計算の基礎となった財産（相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。）としています（相法41②）。

そのため、生前贈与で加算の対象財産は物納申請することができますが、相続時精算課税財産については物納することができません。

(5) 相続土地国庫帰属制度

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。

このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設され、令和5年4月27日から開始しています。

この制度は、相続又は相続人に対する遺贈によって土地を取得した者が申請することができるとしていることから、生前贈与などにより取得した土地については、基本的に本制度を利用することはできません。